

引上げ分の地方消費税が充てられる社会保障施策に要する経費

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源分) 251,742 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 1,609,299 千円

(単位:千円)

社会保障施策経費		経費	特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の 地方消費税交付金	その他
社会福祉	障がい者福祉施策経費	433,076	297,934	0	0	39,333	95,809
	高齢者福祉施策経費	31,105	0	0	0	9,053	22,052
	児童福祉施策経費	336,671	274,111	0	0	18,208	44,352
	小 計	800,852	572,045	0	0	66,594	162,213
社会保険	国民健康保険施策経費	132,921	71,202	0	0	17,963	43,756
	後期高齢者医療保険施策経費	247,559	32,307	0	0	62,649	152,603
	介護保険施策経費	181,362	0	0	0	52,786	128,576
	小 計	561,842	103,509	0	0	133,398	324,935
保健衛生	疾病予防施策経費	46,651	0	0	0	13,578	33,073
	健康診査施策経費	23,228	2,302	0	0	6,091	14,835
	医療施策に係る事業	176,726	66,500	0	0	32,081	78,145
	小 計	246,605	68,802	0	0	51,750	126,053
合 計		1,609,299	744,356	0	0	251,742	613,201

※平成26年4月より消費税率が5%から8%に改定され、令和元年10月からは10%に改定されています。これに伴い増加した税収は、「社会保障施策に要する経費」に充てることとされています。